

厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
北海道厚真町

厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務

(2) 業務内容

厚真町森林活用施設の建設に係る基本設計及び実施設計他

※詳細は別紙「厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

ただし、基本設計成果品は、令和7年11月14日までに提出すること。

(4) 委託料

9,306,000 円以内（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当課（提出先）

厚真町産業経済課林業・森林再生推進グループ

〒059-1601 厚真町京町120番地

電話 0145-27-2419

FAX 0145-27-3944

Eメール rinmu@town.atsuma.lg.jp

3 森林活用施設の概要

(1) 施設の名称

環境保全林拠点施設（以下、「拠点施設」という。）

(2) 建設予定地

厚真町有林内 厚真町字宇隆 439 番地

(3) 敷地面積

22.6ha（敷地内で建設場所を決める）

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、法人格を有し、下記に掲げる要件をすべて満たすものとする。また、複数の者で構成される共同企業体で参加する場合は、代表企業が法人格を有していれば足りるものとする。

(1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく都道府県知事への登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (4) 公募の日からプレゼンテーションまでの期間に、厚真町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年1月1日施行）に該当しない者であること。
- (7) 公租公課の滞納がないこと。
- (8) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 北海道での業務の実績があるか、北海道で業務の実績がある事業者と連携し、本業務を実施できる者であること。

5 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 分担業務分野の再委託

- ① 構造分野を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。
- ② 電気設備又は機械設備を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士もしくは建築設備士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合はこの限りではない。
- ③ 再委託先の協力事務所は、本要領4(1)、(2)、(4)、(6)、(7)、(8)を満たすものとする。

(2) 配置予定技術者

- ① 業務管理責任者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。
なお、業務管理責任者及び主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- ② 業務管理責任者及び各分担業務分野の主任技術者の兼任は可とする。
- ③ 業務管理責任者及び建築総合主任技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3カ月以上あること。

※ 業務管理責任者とは、業務の技術上の管理を行うものであり、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※ 主任技術者とは、業務管理責任者のもとで各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※ 分担業務分野の分類は、国土交通省告示第98号による。

分担業務分野	業務内容
建築総合	告示第98号別添一、1設計に関する標準業務一、イ、ロ(1)表中(1)総合
建築構造	同上一、イ、ロ(1)表中(2)構造
電気設備	同上一、イ、ロ(1)表中(3)設備(i)
機械設備	同上一、イ、ロ(1)表中(3)設備(ii)(iii)(iv)

(3) 参加の制限

- ① 設計共同体の構成企業は単体または他の設計共同体の構成企業として参加することはできない。

- ② 参加者からの技術提案書等は、1 者あたり1 提案とする。
- ③ 次に掲げる者が所属する単体企業は、本プロポーザルに参加することはできない。
また、単体企業は、次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。
- ア 選考委員会委員及びその家族
- イ 選考委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び組織に所属しているもの

6 実施要領等の配布

本プロポーザルに係る書類（実施要領及び提出書類様式等）は、厚真町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）から入手すること。

7 スケジュール

現段階で想定するスケジュールは次のとおりとする。（変更する場合がある）

公募開始	R7 年7月16 日
説明会開催	R7 年7月25 日
質問書の締切	R7 年7月28 日
参加表明書の提出	R7 年8 月 7 日
提案書提出選定通知	R7 年8 月 中旬
提案書提出締切	R7 年8月28 日
プレゼンテーション（ヒアリング）	R7 年9 月 3 日
選定結果の通知	R7 年9 月 4 日
結果の公表	R7 年9 月 上旬

8 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	プロポーザル参加表明書（様式1）	原本1 部
	会社概要（様式3）	
	業務実績書（様式4）	
	実施体制（様式5）	
	予定担当者調書（様式6－1～6－5）	
	国税及び地方税の納付証明書	
	誓約書	

(2) 参加表明書

等の提出方法

- ① 受付期限 令和7 年8 月7 日（木）まで

② 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

③ 提出先 2の（5）に同じ

④ 注意事項

ア 持参により提出する場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。

イ 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

ウ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和7年8月21日（木）午後5時までに、理由を付した辞退届（様式8）を提出すること（必着）。

(3) 参加表明書等記入上の注意事項

① 様式規格は、A4版縦のみとし、A3版の折り込みは不可とする。

② 文字サイズは11ポイント以上とする。

③ 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

④ 参加表明書（様式1）

必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。

⑤ 会社概要（様式3）

会社概要および技術者数、有資格者数等について記載すること。

⑥ 参加者の同種又は類似の業務実績（様式4）

本業務と同種又は類似（用途、施設規模等）の業務実績について、同規模の公共施設の業務実績を優先し、それぞれ1件以上記載するものとし、それぞれ最大3件まで記載すること。なお、記載した業務については、実績証明書等（契約書の写し等）を添付すること。

業務実績は元請として受注したものを対象とする。共同企業体としての実績については、代表構成員として関わった業務について記載すること。

⑦ 実施体制（様式5）、予定担当者調書（様式6-1～6-5）

配置予定の業務管理責任者、建築総合、建築構造、電気設備、機械設備担当主任技術者について「保有資格」「業務実績」等について記載すること。

業務実績については、配置予定技術者の実績において、業務管理責任者、主任技術者又は担当者として関わったものに限り3件まで記載できるものとする。なお、記載した配置予定技術者について、資格を証明する書類（免許証の写し等）と参加者との雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(4) 本公募に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

① 提出書類

質問書（様式7）

② 提出期限

令和7年7月28日（月）まで

③ 提出先

2の（5）に同じ。

④ 提出方法

電子メールで質問書を送信し提出すること。なお、送信後に担当課へ電話し着信を確認のこと。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

⑤ 質問に対する町の回答

質問に対する回答は、令和7年7月30日（水）までに、質問者に対して電子メールにより回答する。なお、質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。

9 提案書の提出

提案者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書（表紙）	様式2	原本 1 部 データの提出
・業務実施方針 ・基本方針 ・業務を遂行するための スケジュール管理計画	任意様式により記載すること。	
提案項目	任意様式により、町が設定する特定テーマごとに記載すること。 各基本方針について記載されていることが明確にわかるような表現とすること。	
基本方針を実現するための 独自提案	任意様式により記載すること。	
見積書	任意様式	原本 1 部

(2) 提案書等の提出方法

① 提出期限 令和7年8月28日（木）まで

② 提出方法

持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

③ 提出先 2の（5）に同じ。

④ 注意事項

持参により提出する場合は、休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。

(3) 提案書等の記載要領

① 業務実施方針(任意様式)

本業務における「業務の実施方針」「業務への取組体制」「設計 チームの特徴」「特に重視する設計上の配慮事項(特定テーマに記載する内容を除く)」「その他、業務遂行上の配慮事項等」について簡潔に記載し提出すること。

② 基本方針(任意様式)

「豊沢地区森林エリア整備基本計画」、「令和5年度森林空間利活用実証事業委託業務報告書」及び「令和6年度森林空間利活用に向けたゾーニング及び運営管理体制等検討委託業務報告書」の内容を踏まえ、下記の特定テーマに関する考え方を記載し提出すること。

【特定テーマ】

テーマ1：町民及び来町者に親しまれ森へ人を誘導する「森の入り口」としての拠点施設の実現に関する提案

町民及び来町者にとって利用しやすい拠点施設を実現するための考え方や、人を森へ導き、今後、新たな事業や取り組みが創造されるために、必要と見込まれる機能（新規事業創造のきっかけとなる企画が運営しやすい機能）を提案すること。（例：キッチン、研修スペース、事務所スペース等）

テーマ2：環境保全林の風景に溶け込み、環境と調和した施設とするための提案

拠点施設は森林の中に建てられる施設であることから、外構も含め周辺の風景に馴染み、森と調和した雰囲気を出ることが望まれる。また、電気、上下水道、ガス等のインフラ施設も、現状では整備されていない場所に施設を建設することを理解した上で、極力環境への負荷を低減するための具体的な案を、提案すること。

テーマ3：建設コスト及び維持費の抑制に関する提案

拠点施設に求められる機能を維持した上で、建設コスト及び維持費（手間）を抑制しつつ、魅力的な拠点施設とするための提案をすること。

③ 独自提案

基本設計業務を進めるにあたり、厚真町環境保全林拠点施設基本・実施設計委託業務特記仕様書の内容を実現するための独自提案があれば、任意様式に記載すること。

④ 業務を遂行するためのスケジュール管理計画

業務期間内に基本設計業務を遂行するためのスケジュール管理計画について、任意様式にまとめること。

⑤ 見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10％）を提示すること。なお、見積金額の内訳書（任意様式）を添付すること。

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、本要領2(4)に記載する委託料上限額を超えてはならない。

(4) 記入上の注意事項

- ① 本要領に基づく受託候補者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務履行の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。
- ② 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。ただし、図版等に係る部分の文字についてはこの限りではない。
- ③ 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用しても構わない。

また、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡 大

臣官房官庁営繕部通知）を参考とする。

- ④ 提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ⑤ レイアウトや色彩の仕様は自由とする。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

受託候補者の特定に当たって、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ① プレゼンテーションは技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は50分（プレゼンテーション30分、質疑20分）とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。
- ③ 第2次審査の出席者が、自らのプレゼンテーション及びヒアリングの時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認められない。
- ④ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
※プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。（接続コードはHDMI端子）
- ⑤ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を含めて4名以内とする。
- ⑥ 欠席をした場合は、受注意思がないものとして審査の対象としない。
- ⑦ ヒアリング審査の順番は後日通知する。

(2) 実施日及び場所

- ① 実施日 令和7年9月3日（水） 予定
- ② 場所 厚真町総合福祉センター（厚真町京町165番地1）
※開始時間及び会議室等は別途通知する。

11 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

審査委員会は、提案書の内容及び実施体制等を評価する。各審査委員の評価点を合計し、受託候補者を特定する。受託候補者として特定された参加者に対してはその旨の通知を、特定されなかったものに対してはその旨を書面により通知する。また、審査結果については、厚真町公式ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に対する質問は受け付けない。

(2) 提案書等の評価項目及び評価基準は以下のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
事業者の適格性	業績実績	本事業内容と同様の業績実績があるか	5
	価格点	満点（点）×最低価格／自社の提案価格	5
小 計			10
業務実施方針	業務内容の理解度	仕様書の内容を的確に踏まえ、具体的に提案されているか。	5

基本方針	提案内容の的確性・実現性	事業を実現するための実施方法が明確に示されているか。	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5
	実施体制	必要とする人員の配置ができているか	5
	実施スケジュール	実施スケジュールに無理や無駄がないか。	5
提案項目① 【テーマ１】	提案内容の的確性・実現性	事業内容を理解し、実現するための具体的な方法が示されているか。	10
	独創性	提案内容に独創性があるか	10
提案項目② 【テーマ２】	提案内容の的確性・実現性	事業内容を理解し、実現するための具体的な方法が示されているか。	10
	独創性	提案内容に独創性があるか	10
提案項目③ 【テーマ３】	提案内容の的確性・実現性	事業内容を理解し、実現するための具体的な方法が示されているか。	10
	独創性	提案内容に独創性があるか	10
独自の提案	提案内容の的確性・実現性	テーマ以外で独自に提案する内容があるか。	5
小 計			90
合 計			100

1.2 契約の締結

(1) 契約締結交渉

受託候補者から事前に受けた見積書の金額を超えない範囲で、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の参加者と交渉を行う。

なお、この手続きに参加した企業が、公示日から受託候補者選定までの間に厚真町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わないことがある。

本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

(2) 業務委託料

委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。

1.3 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

14 その他

(1) 参加に係る費用について

本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

① 提出された書類は一切返却しない。

② 提出された書類の著作権は、提出者に属するが、選定作業等に必要な範囲に置いて複製を作成するものとする。

③ 提出された書類及びその複製は、審査以外で無断に使用しないが、受託候補者に選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する記録の公表等に利用できるものとし、公表の際の使用料は無償とする。

(3) 辞退について

参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式8）により、令和7年8月21日（木）午後5時までに提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の厚真町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(4) 異議申し立て

審査経緯及び結果等についての異議申し立ては受け付けない。

(5) 提案内容の取り扱い

本プロポーザルは、設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が設計業務にすべて採用できるものではない。

(6) 参加の制限

今後、厚真町環境保全林拠点施設整備事業に関し本町が行う入札等について、発注方式の如何を問わず、本業務受託者の参加を妨げるものではない。

15 お問い合わせ先

〒059-1601 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町産業経済課林業・森林再生推進グループ

電話：0145-27-2419

FAX：0145-27-3944

メール：rinmu@town.atsuma.lg.jp